

## いわき市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、生ごみを自家処理するため、家庭用生ごみ処理機又は生ごみ自家処理容器（以下「処理機等」という。）を購入し、設置する者に対して予算の範囲内において、処理機等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を図ることを目的とする。

### (定義)

第1条の2 この要綱において、処理機等とは、次に掲げる機器及び容器で市長が認めたものをいう。

- 2 「家庭用生ごみ処理機」とは、機械的な動作を用いて、生ごみの減量化及び堆肥化することができる構造を有する機器をいう。
- 3 「生ごみ自家処理容器」とは、微生物を利用して生ごみを発酵させ、分解することにより、当該生ごみの減量化及び堆肥化することができる構造を有する容器で、次に掲げる容器をいう。

- (1) コンポスト容器
- (2) 密閉型容器

### (補助の対象)

第2条 補助を受けることができる者は、市長の認定を得た市内の取扱指定店（以下「指定店」という。）から処理機等を購入した者（事業者を除く。）のうち、次の各号の要件を備えている者（以下「購入者」という。）とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 処理機等を自ら使用し、これを適切に維持管理できる者
- (3) 減量化及び堆肥化された生ごみを自己の責任において処理することができる者
- (4) 市税を滞納していない者

### (補助の額等)

第3条 補助の額は、次の各号に掲げる処理機等の区分に応じ、当該各号に定める額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）とする。

- (1) 家庭用生ごみ処理機 生ごみ処理機器の購入費の2分の1以内（その額が1万5,000円を超えるときは1万5,000円。）の額とする。
- (2) 生ごみ自家処理容器 生ごみ処理容器の購入費の2分の1以内（その額が3,000円を超えるときは3,000円。）の額とする。

- 2 補助対象基数は、前項各号に掲げる処理機等の区分ごとに1世帯（同居世帯は1世帯とする。）当たり1基とする。ただし、密閉型容器（購入費が3,000円を超えないものに限る。）については、1世帯当たり1組（2基）以内とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、処理機等を購入した指定店より購入者であることの証明を受けて市長に申請しなければならない。

- 2 第1条の2第2項の家庭用生ごみ処理機を購入者にあつては、前項の補助金交付申請書に、市税を完納していることを証する書類（第2号様式）を添付しなければならない。

### (補助金の交付及び決定通知)

第5条 市長は補助金の交付の申請があつたときは、当該申請にかかる書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定する。

- 2 市長は補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を記載した補助金交付決定通知書（第3号様式）をもって申請した者に通知する。

(補助金の返還命令)

第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、補助金の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(指定店の認定申請)

第7条 第2条の指定店として認定を受けようとする者は、いわき市家庭用生ごみ処理機等取扱指定店認定申請書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

但し、認定更新時の添付書類は、登録された印鑑に変更のない限り(1)印鑑証明は不要とする。

- (1) 印鑑証明書
- (2) 市税を完納していることを証する書類(第2号様式)
- (3) その他市長が必要と認めた書類

2 指定店は、前項の申請書に記載された事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(指定店の認定等)

第8条 市長は、前条の申請書を受理した場合において、次に掲げる要件を備えていると認めるときは、申請者を指定店として認定し、いわき市家庭用生ごみ処理機等取扱指定店認定通知書(第5号様式)を申請者に送付するものとする。

- (1) 市内に住所(法人にあっては、事務所または営業所)を有すること。
- (2) 購入予定者から要求のあった場合に処理機等の配達ができること。
- (3) 処理機等の取扱指導ができること。

2 指定店は、購入者が処理機等購入の証明を求めた場合は、購入者証明簿(第6号様式)に必要事項を記載し、それに基づき、証明を行う。

3 指定店は、処理機等購入の証明を行った場合、証明を行った月の翌月の10日までに、購入者証明簿の写しを市長に提出しなければならない。

4 認定の有効期間は、認定の日から次項の規定によりその認定が更新されるまでの期間とする。

5 指定店の認定は、平成14年7月1日を初日とする2年間及びこれに引き続く2年間ごとに更新するものとする。

(指定店の取消)

第9条 市長は、指定店として不相当であると認めるときは、指定を取り消すことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年5月18日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成10年7月1日から実施し、第7条及び第8条の規定については、平成10年5月25日から適用する。

2 この要綱の実施の際、現に改正前のいわき市生ごみ自家処理容器購入費補助金交付要綱(以下「改正前の要綱」という。)第4条の規定によりなされた申請については、改正後のいわき市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱の規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。